

湯沢市文化交流センター 施設使用料

		午前	午後	夜間	全日	冷暖房費
	1時間あたり	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00	
第一研修室	400	1,200	1,600	1,600	4,000	基本料金の 60%を加算
第二研修室	300	900	1,200	1,200	3,000	
多目的ホール	1,000	3,000	4,000	4,000	9,900	
展示交流ホール	700	2,100	2,800	2,800	6,900	
調理室	100	300	400	400	400	

◆入場料などを徴収する場合の加算（1,000円以下の場合は加算しない）

1. 入場料の金額が一人当たり1,001～3,000円以下の場合 100分の50
2. 入場料の金額が一人当たり3,001～5,000円以下の場合 100分の100
3. 入場料の金額が一人当たり5,001円以上の場合 100分の150

※複数の入場料が設定されている場合は最も高い金額を基準とする。

◆商品の宣伝・展示即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

※やむを得ない事情によりエントランスホール及び館外施設を使用した場合の使用料は、それぞれ展示交流ホールと同額とする。

◆多目的ホールに限り、準備、リハーサル、練習等でステージのみを使用する場合は、使用料の100分の50を乗じて得た額とする。
ただし、興行を目的とした営利公演の場合はこの規定を適用しない。

◆午前と午後、あるいは午後と夜間を通しての使用は各々の使用料の合計額とする。

◆使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた基本使用料を徴収する。

◆冷暖房を使用する場合は、基本料金に100分の60を乗じて得た額を加算する。

◆使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて基本料金（設備使用料及び冷暖房料を含む）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。